

「建築インターンシップ協定書」

(以下「甲」という) と、九州大学(以下「乙」という)とは、乙の大学院学生の甲におけるインターンシップに関し、次のとおり協定する。

(目的)

1. 乙は、乙に在籍している大学院生に実社会での実務研修の体験をさせ、社会意識ならびに職業意識を高めさせるという教育目的を図るため、甲にインターンシップを委託し、甲は、大学院学生に実務研修の機会を与え、教育指導を行うことにより乙の教育目的に協力し、もって将来の有用な人材の育成を通じて社会貢献をするために本インターンシップを受託する。

(研修学生の非従属労働性)

2. 研修学生は、甲の指揮監督のもとに甲に従属して単純な労働力を提供するものではなく、甲の指導担当者がそれを命じた場合には、これを拒否する権利と義務を有する。
- (2) 研修学生は、甲の事業所および指導担当者から研修のために指定された場所において研修を受けている間は、前項に抵触しない範囲で、甲の規則および指導担当者の指示を遵守する。

(インターンシップの実施要領)

3. インターンシップの具体的実施要領については、別途「建築インターンシップの実施要領」に定める内容に従う。

(生活指導)

4. インターンシップ期間における学生の研修以外の日常生活については、乙が指導し、甲はその責めを負わない。

(学生の保険への加入)

5. 研修学生は、甲の承認する傷害保険および損害賠償保険に加入しなければならない。

(研修中の災害の防止)

6. 甲は、研修中の災害の防止に勤め、予め危険が予測される場合は、研修学生に予備的な学習等をさせるなどの措置をとるものとする。
- (2) 研修学生は、自己の身体及び財産に危険を及ぼすことが予測される研修内容について、これを拒否する権利と義務を有する。

(研修に起因する損害賠償責任)

7. 甲は乙及び研修学生に対して、甲に故意又は過失があり、乙又は研修学生が受けた災害や損害との間に相当の因果関係がない限り、乙又は研修学生に対する損害賠償責任を負担しない。

- (2) 研修中に研修に起因して研修学生に災害が生じ、損害を被った場合、他者の故意又は過失と研修学生が受けた災害や損害との間に相当の因果関係がない限り、研修学生本人がその責任を負担する。

(研修学生の責務及び禁止行為)

8. 研修学生は、研修に当たり甲の所有する有形無形の財産及び管理する財産を、善良なる管理者の注意義務をもって利用しなければならない。
- (2) 研修学生は以下の禁止行為を行ってはならない。
 - ① 甲の信用、名誉その他の価値を不正又は不当に侵害する行為
 - ② 法令及び甲の定める規則及び規定並びに通達等に抵触する行為
 - ③ 研修期間中に甲から提供された資料、情報及び本インターンシップに関連して知り得た甲の技術上経営上の一切に関することを甲及び乙以外の者に開示・漏洩する行為
 - ④ 甲の有形無形の所有財産又は管理する財産を、事前の許可なく使用し、移動し、複写し、又は毀損する行為
 - ⑤ 研修を無断で休み、又は放棄する等の行為
 - ⑥ 甲の職員及び甲の取引関係者の身体及び財産その他の価値を不正又は不当に侵害する行為
 - ⑦ 甲の取引関係者と取引関係等を結ぶ行為
 - ⑧ 甲以外の者と、甲における研修期間内において研修協定を締結する行為
 - ⑨ 甲の施設内で甲の事前の許可なく文書を配布、掲示、演説し、又は人を勧誘し、集会を開き、結社する等の行為
 - ⑩ 甲の施設内外における不行跡な行為
- (3) 研修学生は、本協定に定める研修学生の注意義務に違反し、甲に損害を被らせた場合は、甲に生じた損害を賠償する義務を負担する。

(乙の義務)

9. 乙は、研修学生が本協定に定める義務を研修期間中に遵守することを保証する。

(2) 乙は、研修学生を含め、甲から開示された資料、情報及び本インターンシップ研修の成果並びに本協定に関連して知り得た甲の技術上、経営上の一切について秘密を保持するように万全の措置を講ずるものとし、事前に甲の書面による同意を得た場合を除き、これを甲及び乙以外の者に開示・漏洩してはならない。

(研修成果の帰属)

10. 本インターンシップの研修により得られた成果を対象とする知的財産権（工業所有権においては出願中のものを含む。著作権においては著作権法第 27 条、第 28 条に定める権利を含む）は甲に帰属する。

(研修の終了と協定解除権)

11. 本協定は特に定めがない場合は、協定成立年月日に関わらずインターンシップ開始日より効力を生ずるものとし、期間は当該年度内とする。

(2) 甲は、研修学生が本協定に定める義務に違反した場合には、催告することなく即時に、研修学生に対する研修を終了させるとともに、本協定を解除することができる。

(3) 甲が、協定を解除した場合には、解除日までの協定は有効であり、解除日以降無効となる。ただしこの規定は、甲の損害賠償請求権に影響を及ぼさない。

(4) 甲が本協定に定める義務に違反した場合には、乙は即時に協定を解除することができる。この場合、解除日までの協定は有効であり、解除日以降無効となる。

(疑義の解決)

12. 本協定に定めのない事項、及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議してこれを定める。

(管轄裁判所)

13. 本協定に定める事項に関する争訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名、押印の上、各自 1 通を保管する。

20 年 月 日

甲 (所在地)

(名称等)

印

乙 (所在地)

福岡市東区箱崎 6-10-1

(名称等)

国立大学法人 九州大学

人間環境学府長

尾崎 明仁

印